



## 市役所からのお知らせ

●文中「SC」はサービスセンターの略

### 連休中のごみ収集



収集日にあたっては、お忘れな  
のかたはお忘れな  
く、環境都市推進課  
☎(866)6631

◆4月29日(金)「昭和の日」

家庭ごみを収集

◆5月3日(火)「憲法記念日」

5日(木)「子どもの日」

家庭ごみと資源化物を収集

◆5月4日(水)「みどりの日」

資源化物を収集

### 児童手当の申請は 遅れずにお願ひします

児童手当は、中学3年生まで(15歳になった最初の年度末まで)の児童を養育しているかたへ支給されます。出生などで新たに対象になる場合は、申請月の翌月分から支給対象です。

ただし、月末に出生、前住所地からの転出、施設退所などをした

場合、その翌日から15日以内の申請であれば、事由発生の翌月分から支給できます。

公務員(独立行政法人職員を除く)は児童手当が勤務先から支給されず、採用や派遣、退職などにより勤務先から認定または消滅となる場合には、お住まいの市町村への手続きが必要な場合があります。手続きが遅れると手当の返還が生じる場合がありますのでご注意ください。

なお、児童手当現況届は5月末に発送予定です。

●問い合わせ 子ども総務課 給付・支援担当 ☎(866)2072

### 市民100人会にご協力を

市民100人会は、市がいろいろな事業を進めようとするときに、無作為に選出した100人の市民のみならずから意見をお聴きする広聴制度です。任期は2年で、市が行うアンケートや意見募集などにご協力いただきます。

今年度から新しく会員になっていただくかたへ、お願ひの文書をお送りします。あなたの声を市政に活かすため、ご協力をお願いします。

●問い合わせ 広報広聴課 ☎(866)2034

### 小規模修繕の受注希望業者の登録を受け付け

市が発注する小規模修繕(50万円以下)の受注を希望する業者の追加登録を、契約課(市役所3階、新庁舎では4階)で受け付けます。申請要領・用紙は契約課のほか、市ホームページからも入手できます。なお、すでに登録されたかたは申請不要です。

対象▶市内に主たる事業所があるかた。個人、法人、建設業の許可の有無、経営規模、従業員数などは問いませんが、市に建設工事で登録しているかたは、申請できません

有効期間▶平成28年6月1日(水)～29年5月31日(水)

受付期間▶5月16日(月)から27日(金)までの平日、午前8時30分～正午、午後1時～5時

●問い合わせ 契約課 ☎(866)2165

### がん検診の体験談をお寄せください

あなた自身や、家族、親戚や友人など、がん検診を受けて良かったといった体験談や、受けていたら良かったという話、初めて検診を受けた時の話などを教えてください。

さい。

たくさんのかたにがん検診を受けていただけるように、いろいろな機会に紹介していきます。なお、個人情報公表しません。

ご協力いただけるかたは、保健予防課までご連絡ください。スマートフォン、携帯電話、パソコンから電子申請も可能です。QRコードもご利用ください。



電子申請届出サービス  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/shinsei/>

●問い合わせ 保健予防課 ☎(883)1176

### 農業用ため池 安全管理はしっかりと！

ため池は農業に欠かせない大事な施設ですが、転落などの水難事故が起こる場合があります。

ため池施設の点検および樋門などの操作や草刈り作業などは複数人で行い、事故が起きないように安全管理に十分注意してください。

なお、ため池の安全管理に関するリーフレットを農地森林整備課ホームページに掲載していますので、参考にしてください。

●問い合わせ 農地森林整備課 ☎(866)2117

市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、下記ページをご覧ください。

▶公式ホームページ <http://www.city.akita.akita.jp/>

▶公式ツイッター <https://twitter.com/akitacity>

▶秋田市役所Facebookページ <https://www.facebook.com/city.akita>



## 園芸農業体験！ 市内での就農を支援

市では今年度、市内で園芸農業への就農を考えているかた(移住希望者を含む)を対象に、2泊3日の短期研修と、3か月程度の中長期研修を実施します。

園芸振興センター(仁井田)での講習と農業実習などを行う予定です。受講は無料。市外在住者には、要件により宿泊費の助成なども行います。

詳細は、広報あきたで改めてお知らせします。秋田市への移住・就農をお考えのかたに、ぜひお知らせください。

問い合わせ

園芸振興センター ☎(838)0278

## 6月と8月の特別徴収額の計算式

$$\{(\text{前年度の年間保険料額} \div 6 \text{回}) \times 3 \text{回} - 4 \text{月の特別徴収額}\} \div 2 \text{回}$$

(①の算出額は100円未満切り捨て)



### 後期高齢者医療保険料 特別徴収額を調整

後期高齢者医療保険料の特別徴収年金から引き落とし額が1年を通じて均等になるように、6月と8月の特別徴収額を調整します。対象となるかたへ4月下旬に通知します。金額は、上の計算式を参考にしてください(額は100円未満切り捨て)。

なお、4月の仮徴収額と調整後の6月の保険料の差が千円未満の場合は対象となりません。

### ● 問い合わせ 後期高齢医療課

☎(866)2513



### 住宅の増改築・リフォームなどに助成します

#### ① 住宅リフォーム助成

県と市では、50万円以上の増改築・リフォーム工事に対し、それぞれ助成を行っています。今年4月1日以降に工事が完了し、来年3月までに完了実績報告書を提出できることが要件です。事前にそれぞれの担当課へご相談ください。

#### ■ 県制度

完了実績報告書の提出期限は3月17日(金)。工事業者は、県内に本店がある建設業者などが要件。助成額などはお問い合わせを。

#### ● 県制度の申し込み 秋田地域振興局建築課 ☎(860)3491

#### ■ 市制度：助成額は5万円

完了実績報告書の提出期限は3

月31日(金)。工事業者は、市内に本店がある建設業者などが要件。市制度では、左記の要件も必要です。  
**対象者**▶市内在住で、市税の滞納がなく、この制度を初めて利用するかた

#### 対象住宅▶次のいずれか一つ。

- ・対象者が所有し、居住している
- ・対象者が居住し、配偶者、親(配偶者の親を含む)または子が所有している
- ・対象者の親(配偶者の親を含む)か子が所有し、居住している

対象者が所有し、親(配偶者の親を含む)か子が居住している

次に記載する事業の内、空き家の購入または同居する場合、住宅リフォーム助成と併用できます。

#### ② 空き家定住推進事業

対象者▶次のいずれか一つ。

- ・市の空き家バンク(※)に登録された空き家を購入し、市外から移住するかた(3年以上の定住)
- ・市の空き家バンクに登録された空き家を賃貸する所有者、または賃貸して市外から移住するかた(5年以上の定住)

※空き家所有者からの申し込みにより、空き家の情報を市ホームページなどで提供する制度。

**対象工事**▶市内に本店または支店などがある建設業者などが施工する、定住するために必要な本體工事

**補助額**▶対象工事費の2分の1。

購入は上限100万円、賃貸借は上限30万円

#### ③ 多世帯同居・近居(※)推進事業

対象者▶次のいずれか一つ。

- ・市内で居住用に所有している住宅を改築・改修し、新たに多世帯同居(世帯数が1つ以上増加)をするかた(3年以上の同居)
- ・親・子・孫など三世代のいずれかが所有し、居住している住宅のそばに市外から近居するかた(3年以上の近居)

※転居して住居が近くなること。

#### 対象となる工事または経費▶

- ・市内に本店または支店などがある建設業者などが施工する、同居に必要な住宅の本體工事
- ・住宅を新築または購入(中古住宅を含む)する費用、貸家(アパートなどを含む)の賃貸借契約に係る敷金・権利金・仲介手数料

#### 補助額▶

- ・対象工事費の2分の1。市内在住者の同居は上限50万円。市外在住者か市内在住者のうち、18歳以下の子どもがいる世帯の同居は上限100万円
- ・住宅購入費は上限100万円、賃貸借契約は上限30万円

\*市の各事業とも、東日本大震災で避難し、市内に居住しているかたも利用できます。

#### ● ①の市制度、②、③の申し込み

住宅整備課 ☎(866)21334